

第 1 版

平成 28 年 5 月 12 日

熊本地震被災者支援について  
(平成 28 年 5 月 16 日現在)



美 里 町

## 熊本地震被災者支援(目次)

No.	種別	支援メニュー	ページ
1	証明書	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行	1
2	証明書	各種証明書の交付手数料の免除	2
3	生活支援	被災者生活再建支援金制度	3・4
4	弔慰金 見舞金	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	5
5	扶助費 葬祭費	罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給	6
6	貸付	災害援護資金の貸付	7
7	住宅	被災住宅の応急修理	8
8	住宅	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	9
9	ごみ	震災ごみの処理方法	10
10	町税	個人町民税の減免	11
11	町税	固定資産税の減免	12
12	町税	国民健康保険税の減免	13
13	町税	町税の納税の猶予	14
14	国保	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除	15
15	後期医療	後期高齢者医療保険料の減免	16
16	後期医療	後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除	17
17	年金	国民年金保険料の免除	18
18	年金	学生の国民年金保険料納付特例	19
19	年金	老齢福祉年金及び障害基礎年金(20歳前障害年金にかかるもの)の支給	20
20	介護保険	介護保険料及び介護サービス利用料の減免	21
21	保育	保育所等保育料の減免	22
22	障がい福祉	福祉用具の再給付	23
23	障がい福祉	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	24
24	健康	健康相談	25
25	健康その他	こころの相談	26
26	教育	教科書支給及び学用品等の購入援助	27
27	その他	食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	28

### 《罹災証明書》

罹災証明書は、地震、台風、水害等によって住家への被害を受けた場合、被害に遭われた方の申請（罹災証明願）により、町職員が住家の被害等の状況を調査し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4区分で被害程度を判定し、証明するものです。

申請後に町職員が住家の被害認定調査（現地調査）を行う必要があるため、罹災証明書の発行は、罹災証明願の受付から1月程度の期間を要する場合があります。

区 分	状 態	損害割合
全壊	住家全部が倒壊、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	50%以上
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの	40%以上～ 50%未満
半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	20%以上～ 40%未満
一部損壊		20%未満

### 《罹災届出証明書》

「罹災したことの申請」を証明するものです。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。このため、町の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。 即日発行となります。

### 《罹災証明書及び罹災届出証明書の申請時に必要なもの》

- ①印鑑（認印も可） ②被害の状況がわかる写真 ③建物の図面（提出できる場合のみ）  
④本人及び家族以外の方が申請される場合は委任状（任意様式）が必要

### 《罹災証明書発行の際に必要なもの》

- ①罹災証明書発行通知書 ②印鑑（認印も可）  
③本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳などの写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証などについては2点）を提示していただく必要があります。  
④本人及び家族以外の方が受領される場合は委任状（任意様式）が必要

《証明手数料》 罹災届出証明書 1件につき300円（罹災証明書 免除）

### 【証明願受付及び証明書発行窓口】

◇受付時間：午前9時00分から午後5時15分まで（5月末日までの期間は、土曜日、日曜日の証明願受付及び証明書発行を行います。）

◇申請窓口：中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎健康窓口課 47-1115（直通）

◇発行窓口（罹災証明書） 中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎企画情報課 47-1111  
（罹災届出証明書）中央庁舎総務課 46-2111、砥用庁舎健康窓口課 47-1115

【問い合わせ先】 中央庁舎総務課 0964-46-2111

## 2 各種証明書の交付手数料の免除

罹災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用される場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

### 【手数料が免除できる証明書の種類】

- ① 印鑑登録証明書
- ② 住民票謄本・抄本
- ③ 除かれた住民票謄本・抄本
- ④ 戸籍謄本・抄本
- ⑤ 除籍謄本・抄本
- ⑥ 戸籍の附票
- ⑦ 所得証明書
- ⑧ 課税証明書
- ⑨ 納税証明書
- ⑩ 資産証明書
- ⑪ その他町税に関する証明書

※各種証明書の交付請求の際は、印鑑を持参のうえ、本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード・個人番号カード・身体障害者手帳等の写真が貼付されている官公署が発行した書類については1点、健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証等については2点）を提示していただく必要があります。

※手数料の免除には、罹災証明書（コピー可）の提示が必要です。また、印鑑登録証明書の交付請求の際は、印鑑登録証を持参していただく必要があります。

### 【発行窓口】

#### ① ～ ⑥の証明書発行窓口

中央庁舎 住民課                      0964-46-2113（直通）

#### ⑦ ～ ⑪の証明書発行窓口

中央庁舎 税務課                      0964-46-2112（直通）

#### ① ～ ⑪の証明書発行窓口

砥用庁舎 健康窓口課                0964-47-1115（直通）

東部出張所                              0964-48-0101

### ○被災者生活再建支援金「被災者生活再建支援法」

地震により住宅が全壊や大規模半壊等の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給します。

※本制度は、県及び被災者生活再建支援法人並びに（財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部の制度ですが、請求の受付は町で行います。

#### 【対象となる方】

- ① 住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が半壊の被害を受け、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由（当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要であること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること）により、解体される世帯

※「やむを得ない事由」に該当するかについては、申請先の被災者生活再建支援法人の判断となります。

#### 【内容】

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の金額

※加算支援金では、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、加算支援金合計で200万円（補修の場合は100万円）

#### 【申請期限】

- ① 基礎支援金 災害のあった日から、13ヶ月の間
- ② 加算支援金 災害のあった日から、37ヶ月の間

## 【必要書類】

※申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

		全壊	全壊		大規模 半壊
			半壊により 解体	敷地被害に より解体	
基礎支援金	①罹災証明書（原本）	○	○	○	○
	②滅失登記簿謄本		○	○	
	敷地被害証明書			○	
	③住民票	○	○	○	○
	④預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○

※「半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明書を受け、又は住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理にあまりにも高い費用がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。

※敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

## 【申込窓口】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

中央庁舎住民課 0964-46-2113（直通）

## 【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

**○災害弔慰金「災害弔慰金の支給等に関する法律」**

地震によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

**【受給遺族】**

配偶者、子、父母、孫、祖父母  
兄弟姉妹（同一世帯、同一生計に限る）

**【内容】**

- |               |       |
|---------------|-------|
| ・亡くなった方が生計維持者 | 500万円 |
| ・生計維持者以外      | 250万円 |

**○災害障害見舞金「災害弔慰金の支給等に関する法律」**

地震により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に災害障害見舞金を支給します。

**【内容】**

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者   | 250万円 |
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者以外 | 125万円 |

**【問い合わせ先】**

福祉課 0964-47-1116（直通）

**○罹災者に対する扶助費及び葬祭費の支給規則**

天災地変その他やむを得ない理由により災害を受けた場合に支給します。

**【対象と支給額】**

- (1) 全壊の場合、一世帯につき扶助費5万円（間借人その世帯1万5千円）
- (2) 半壊の場合、一世帯につき扶助費2万円（間借人その世帯8千円）
- (3) 非住家においては、全壊若しくは解体した場合、住家を超えない範囲で支給します。
- (4) 災害を受けて死亡した者は、1人につき葬祭費として1万円を支給します。

**【問い合わせ先】**

福祉課           0964-47-1116（直通）



6	災害援護資金の貸付
---	-----------

○災害援護資金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震により住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【対象となる方】

世帯主が負傷又は住居（半壊又は全壊）、家財に被害を受けた方

【所得制限】

世帯人員	町民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となる。	

【内容】

被災の状況等に応じて、下記のとおり内容が異なります。

	貸付区分	貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合 (治療に1ヶ月以上かかること)	(ア) 家財の損害が1/3以上、及び住居の損害がない場合	150万円
	(イ) 家財の損害があり、住居の損害がない場合	250万円
	(ウ) 住居が半壊した場合※	270万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350万円
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (治療に1ヶ月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害があり、住居の損害がない場合	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合	170万円
	(ウ) 住居が全壊した場合(エの場合を除く)※	250万円
	(エ) 住居の全体が滅失等	350万円

※被災住居を建て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえない等特別の事情がある場合は引き上げられます。

【貸付条件】

利率：年3%（据置期間中は無利子）

償還期間：10年（据置期間含む）

据置期間：3年

【問い合わせ先】

福祉課 0964-47-1116（直通）

地震により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要欠くことのできない部分（屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等）であって緊急を要する箇所について、町が業者に依頼して応急修理を行います。

**【対象者】**

- ・大規模半壊の被害を受けたこと
- ・半壊の被害を受け、自ら修理を行う資力がないこと  
※所得が一定以下の場合に該当
- ・全壊の被害を受けたが、応急修理を行うことにより居住可能になること
- ・災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと

**【支援内容】**

限度額は、1世帯当たり57万6千円です。

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

**【必要書類】**

- ・応急修理申込書
- ・罹災証明書（コピー可）
- ・世帯全員分の住民票  
※罹災証明書で確認できる場合は、不要
- ・世帯全員分の所得証明書（平成26年分）※半壊のみ  
※申請書で同意され、町で確認できる場合は、不要

**【受付期間】**

未定（相談については、随時受け付けています。）

**【申込窓口】**

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

中央庁舎住民課 0964-46-2113（直通）

**【問い合わせ先】**

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

平成28年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供いたします。

#### 【入居の要件】

以下のいずれにも該当する方（世帯）が対象となります。

- ・熊本地震における災害時点において、熊本県内（熊本市を除く。）に住所を有する方
- ・災害により住居の被災の程度が「全壊」又は「大規模半壊」の方で、居住する住宅がない方
- ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方

（注意）※被災した住宅の応急修理の対象者及び応急仮設住宅の入居者は除きます。

#### 【入居期間】

最長2年間

#### 【借上げ住宅の条件等】

##### ○家賃

無料（光熱水費、管理費、共益費等は入居者負担）

##### ○家賃の条件

1か月当たり原則6万円以下（5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円）以下  
ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

##### ○住宅の条件

応急仮設住宅としての使用について借主から同意をえているもの等

##### ○その他

熊本県（借主）と貸主及び被災者（入居者）の3者により賃貸借契約を締結することが必要になります。

#### 【申込受付期間】

平成28年5月2日（月） ～

#### 【提出書類】

- ・申込書
- ・誓約書
- ・住民票
- ・罹災証明書（コピー可）※相談の際は必要ありません。

#### 【申込窓口】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

中央庁舎住民課 0964-46-2113（直通）

#### 【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

## ○震災ごみ仮置き場への搬入について

震災で発生した「震災ごみ」の仮置き場は、中央庁舎裏グラウンド・砥用庁舎西側駐車場に設置してあります。期間は5月31日(火)までの間です。搬入時間は、午前8時30分～午後4時30分までです。仮置き場で受け入れる品目は、震災により発生した、瓦・ブロック・木くず(柱含む)・割れたビン・ガラス・陶器・蛍光灯・金属です。

必ず分別し、搬入してください。

※業者により解体された廃棄物は、産業廃棄物になりますので持込みできません。解体業者に処分まで依頼してください。

## ○宇城クリーンセンターへの搬入について

震災で発生した「震災一般ゴミ」は、砥用庁舎水道衛生課又は中央庁舎住民課で発行する搬入許可証及び減免申請書により、宇城クリーンセンターに無料で搬入することができます。

(震災により発生した可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)

◆減免・搬入の期限：5月21日(土)から5月31日(火)まで(土日も搬入可)

◆搬入時間：午前8時30分～午後4時(午前12時～午後1時を除く。)

搬入の際は分別してください。

クリーンセンターに搬入できないもの

・・・瓦・ブロック等の建築廃材及び家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)

※今回の上記措置は、震災ごみを対象としておりますので、日常で出た可燃ごみ・分別ごみ・粗大ごみは、通常の収集での搬出をお願いします。便乗ゴミは仮置き場からの早期回収を遅らせ、衛生問題も発生します。早期災害復旧に向け、ご協力をお願いします。皆さんのモラルで、美里町・行政区をきれいに保ちましょう。

## 【問い合わせ先】

水道衛生課 衛生下水道係 0964-47-1114 (直通)

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて、町民税の減免を受けられる場合があります。

**【居住用財産（住宅）が損害を受けた場合】**

前年中の合計所得が1,000万円以下の方について、住宅への損失額が10分の3以上の損害があった方を対象に損害の程度と前年の合計所得金額に応じて町民税の8分の1から全額を減免する制度があります。

※減免の対象となるのは災害を受けた日以後の納期分に限りです。

**【必要書類】**

- ・ 減免申請書
- ・ 罹災証明書（コピー可）、（家屋）
- ・ 損害保険の契約書、補てん金の支払明細書（保険金の補てんがある場合）

**【提出先】**

- ・ 中央庁舎税務課
- ・ 砥用庁舎健康窓口課
- ・ 東部出張所

**【問い合わせ先】**

税務課町民税係

0964-46-2112（直通）

地震により被害を受けられた土地・家屋・償却資産について、被害の程度に応じて、固定資産税の減免を受けられる場合があります。

**【対象】**

平成 28 年度固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税対象資産のうち、本来の使用目的が著しく損なわれるような被害を受け、一定の被害基準を満たしたものが対象となります。

- ①土地 地盤の崩落、流失、大量の土砂の流入により、著しく隆起又は沈下した土地（単に亀裂が入っただけの土地は対象外）
- ②家屋 外壁の仕上げにひび割れのみ生じている棟瓦（ぐし瓦）のみが破損又は落下した程度の家屋及び塀、門扉、カーポートなどの「課税対象外の構造物及び家財」は対象外
- ③償却資産 将来にわたり使用不能と判断される資産

**【申請方法】**

「固定資産税減免申請書」に必要事項を記入のうえ、被災状況の分かる写真を添えて、提出ください。

※申請前に修理や取り壊しをする場合は、全体・細部の写真を必ず撮っておいてください。

※償却資産の場合は、減免申請書の他、罹災資産一覧と損害が確認できる写真を提出してください。

**【内容】**

- ・平成 28 年度の税額が減免されます。
- ・被害の程度が 2 割以上のものについて、程度に応じて、10 分の 4 から 10 分の 10 の税額が減免されます。
- ・被害の程度については、申請後に現地を確認いたします。  
(※罹災証明の被害認定調査を行っている家屋は除きます。)

**【固定資産税の納付】**

減免申請しても減免の対象とならない場合や決定までに時間がかかる場合があります。減免決定通知などが送付されるまでの間は、通常どおり納付してください。後日減免が確定した場合は、納付書の差し替えや還付手続き等により減額します。

**【必要書類】**

減免申請書及び罹災証明書（コピー可）

**【提出先】**

- ・中央庁舎税務課固定資産税係
- ・砥用庁舎健康窓口課
- ・東部出張所

**【問い合わせ先】**

税務課固定資産税係

0964-46-2112（直通）

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

**【居住用財産（住宅）が損害を受けた場合】**

前年中の合計所得が1,000万円以下の方について、住宅または家財への損失額が10分の3以上の損害があった方を対象に損害の程度と前年の合計所得金額に応じて国民健康保険税の8分の1から全額を減免する制度があります。

※減免の対象となるのは災害を受けた日以後の納期分に限りです。

**【必要書類】**

- ・ 減免申請書
- ・ 罹災証明書（コピー可）、（家屋）
- ・ 損害保険の契約書、補てん金の支払明細書（保険金の補てんがある場合）

**【提出先】**

- ・ 中央庁舎 住民課保険年金係
- ・ 砥用庁舎 健康窓口課総合窓口係
- ・ 東部出張所

**【問い合わせ先】**

住民課 保険年金係            0964-46-2113（直通）

13	町税の納税の猶予
----	----------

地震で被害を受けられた状況により、町税の納税を猶予（分割納付）できる場合がありますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

**【対象となる方】**

地震で被害を受けられた方

**【問い合わせ先】**

税務課納税係

0964-46-2112（直通）



地震により被災された国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

**【対象となる方】**

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

**【対象期間】**

平成 28 年 7 月末までの受診分

※保険証なしでも医療機関を受診することができます。

※なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口で申告いただいた内容について、後日、確認いたします。

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）

災害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには、申請が必要です。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

**【対象】**

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害（10分の3以上）を受けたとき

※ 保険などによる補てんがある場合は減免額が変わります。

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）

地震により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

**【対象となる方】**

- ・ 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

**【対象期間】**

平成28年7月末までの受診分

※保険証なしでも医療機関を受診することができます。

※なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、確認いたします。

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

**【内容】**

年金保険料納付の免除

**【手続】**

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑
- ・ 罹災証明書（コピー可）

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係    0964-46-2113（直通）

国民年金第1号被保険者の学生で納付が困難な方（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

**【内容】**

年金保険料納付の猶予

**【手続】**

- ・ 年金手帳
- ・ 印鑑
- ・ 罹災証明書（コピー可）
- ・ 在学証明書など

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）

**【対象となる方】**

所得制限により老齢福祉年金・障害基礎年金の支給が停止されている方で被害により、収入減が認められる方（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

**【内容】**

支給停止の解除

**【手続】**

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・罹災証明書（コピー可）

**【問い合わせ先】**

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）

災害により被災された方について、介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の減免及び介護サービス利用料の減免制度（介護保険施設等における食費・居住費については自己負担）があります。

いずれも申請が必要です。

**【対象】**

地震等により、家屋等について著しい損害を受けたとき。

**【内容】**

保険料については損害の程度によって減免割合は異なります。

**【問合せ先】**

福祉課介護・高齢者支援係

0964-47-1116（直通）

被災した方は、保育料の減免を受けられる場合があります。

**【対象】**

地震により住宅に全壊又は半壊（大規模半壊を含む）の被害を受けられた方

※罹災証明書（コピー可）が必要です。

**【問い合わせ先】**

福祉課      0964-47-1116（直通）



地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

**【対象となる方】**

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、以前美里町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※自己負担等で購入したものは対象になりません。

※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

**【給付対象品】**

障がい者日常生活用具

・介護用ベッド

・入浴補助器具

・たん吸引器

・ネブライザー（吸入器）

・ストーマ装具 など

補装具

・車いす

・電動車いす

・歩行器 など

**【申請に必要なもの（共通）】**

・印鑑

・障がい者手帳（紛失等されてない方）

・本人申立書

・罹災証明書（コピー可） …… 発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

その他用具によって異なる書類が必要となる場合もあります。

**【問い合わせ先】**

福祉課

0964-47-1116（直通）

地震により被災された方について、障害福祉サービス（介護給付費・又は訓練等給付費）及び障害児通所利用料の減免制度があります。

いずれも申請が必要です。

#### 【対象】

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

#### 【内容】

利用料を免除します。

なお、障害者支援施設等における食費・居住費の自己負担分については、現行どおり自己負担となります。

#### 【申請に必要なもの】

- ・福祉サービス受給者証
- ・印鑑
- ・障害者手帳
- ・本人申立書
- ・罹災証明書（コピー可）・・・発行が遅くなる場合は、ご相談ください。

※上記の他、異なる書類が必要となる場合もあります。

#### 【問い合わせ先】

福祉課                      0964-47-1116（直通）

今回の熊本地震で、被害に遭われた方たちの健康相談を受け付けております。  
下記までお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

美里町健康窓口課

0964-47-1115（直通）

今回の熊本地震で、被害に遭われた方や亡くなられた方の近親者の方々にも、様々な心の不調が  
でることがあります。

こころの相談では、以下のところでご相談を受け付けております。

## ○心の緊急電話相談

### 【問い合わせ先】

メンタルクライシスレスポンスチーム（日本精神衛生学会）

開設日時：4月26日（火）～5月31日（火）

午後2時～午後8時

電話：0120-111-916（フリーダイヤル）

※相談に対応するのは、日本精神衛生学会、日本臨床心理士会、日本電話相談学会に所属する  
医師、臨床心理士、保健師、精神保健福祉士です。

## ○こころの健康相談

### 【問い合わせ先】

熊本県精神保健センター

場所：熊本市東区月出3丁目1-120

開設日時：月～金（祝・年末年始を除く）

午前9時～午後4時

電話：096-386-1166

熊本県宇城保健所

場所：宇城市松橋町久具400-1

開設日時：月～金（祝・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話：0964-32-1207

## 1、教科書

## 【対象となる方】

住家の全壊、半壊により、教科書を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒  
※被害状況の判断は、罹災証明書等によるものとします。

## 【支給対象品目】

教科書(教育委員会の承認を受けている準教科書等の教材)  
※支給は、現物支給となります。

## 【申請手続】

在学する学校より報告がありますので、申請の必要はありません。

## 2、学用品等

## 【対象となる方】

住家の全壊、半壊により、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒の保護者  
※就学援助制度による認定基準対象者

## 【援助対象項目】

学用品等

※就学援助制度に基づく援助項目

## 【申請手続】

在学する学校を経由して、申請書の提出が必要になります。  
詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

教育委員会 教育課学校教育係 0964-46-2115 (直通)

宇城保健所では、宇城管内の住民の皆様からの食品の取り扱い、表示、保存方法、食中毒等の食品に関する健康被害についての相談や、食品関係事業者の皆様からの被害を受けた施設や町用水の衛生管理や衛生上必要な措置等に関する相談を受け付けております。

**【問い合わせ先】**

宇城保健所

0964-32-0598